

岐阜県公報

第千八百八十四号
平成十九年十月二日
(火曜日)

目次

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課) 七〇七 _{ページ}
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業流通課) 七〇八
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) 七〇八
土地改良事業の施行の適当の決定	(同) 七〇八

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年九月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人木つつ木倶楽部
- 三 代表者の氏名 古田 恵
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県関市板取四一五四番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、関市を中心に岐阜県内の市町村や岐阜県近隣の住民に対して、自然環境を利用した交流産業及び、福祉・環境教育・文化発展・健康増進に関する事業を行い、地域社会の活性化に寄与する。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年九月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人杉山こども基金
 三代 表 者 の 氏 名 武山 徹
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市鏡島二二〇番地一
 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜市内及び近隣地域の母子(父子)家庭や家庭の事情により施設に入所しているこども達及び生活保護を受給されている家庭で暮らす就学が困難なこども達に対して、就学支援をすることによって今後の社会の「担い手」を育成することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年十月二日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

忠節フロンテ館

岐阜市島栄町二丁目四五番地五 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年十月二日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地
 ホームセンターパロー大垣赤坂店
 大垣市赤坂町字河原一七八〇 外
 二 意見の概要
 意見なし(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
大 藪 地 区	可児市・多治見市	平成一九・二〇・二一から 同 三・三二まで

土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦 覧 期 間

山
県
市
大
森
地
区

山
県
市
役
所

同平成一九・
一〇〇・
三二
一から
まで

平成十九年十月二日印刷
平成十九年十月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社